討議資料

北本市議会議員　活動報告VOL.7
永井つかさ　26歳 無所属



公民館利用料条例が改正されます！

公民館の料金改定について審議しました。昭和58年以来料金が改定されておらず、市としては以前から料金改定について検討していましたが、コロナ禍で見送られました。R７年４月１日に公民館管理者の更新がありますので、それに合わせてこのタイミングでの見直しとなりました。

利用目的ごとのバラツキ是正や適切な受益者負担とするための改正です。今までは利用種目ごとに料金をわけていましたが、使っている面積は同じでも種目によっては大きく利用料の差がありました。例えばダンスで体育館全面を借りるときの利用料は、卓球やバドミントンなどで全面を借りるときに比べて、なんと６倍でした。低かったものを引き上げ、高すぎたものに関しては引き下げる調整となります。

卓球やバドミントンで体育館を使う方は利用料が上がりますが、ダンスでの体育館利用者は利用料が引き下がります。体育館以外については、例えば会議室の利用料は面積に対して割高でしたので、こちらも引き下がっております。

例:中丸公民館で体育館全面を午前中(9-12時)に借りた場合

体育館	現在の利用料	R7.4.1以降の利用料※
バドミントン	￥５００	￥1,７５０
卓球	￥４００	￥1,７５０
ダンス	￥3,０００	￥1,７５０

各公民館の利用料の新旧対照表は下記QRコードから確認できます。

※今回の条例改正は**利用料の上限**を変更するものです。
R7.4.1以降の利用料は公民館管理者が設定します。
そのため**この金額より低くなる可能性**があります。

裏面に続く

今までの利用料は市内一律でしたが、今後は各公民館ごとに異なります。
築造年数に差があるため、各公民館ごとの維持管理費用を考慮した料金設定です。

また規定の計算式で積算すると、体育室の利用種目によっては大幅に利用料が上昇するものもあります。激変緩和措置として体育室は現行料金の1.5倍程度に設定しました。将来的な見直しは近隣自治体の状況を注視し、適切に対応してまいります。

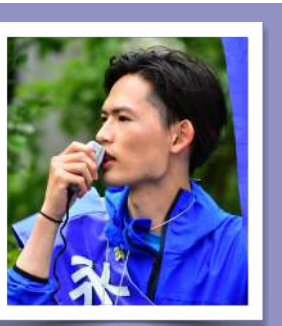
公民館の利用料が上がることに対して、利用者の方々からご心配のお声をいただいていることは確かでございます。実際、私も公民館で卓球をしています。頻繁に公民館を利用する身からすると、利用料の値上げは嬉しくありません。

しかしながら、正直今の設定価格で**公民館を維持していくことは難しい**です。公民館の維持管理及び運営にかかる経費は年間約1.9億円です。それに対して利用料収入は概ね１割程度となっており、**経費の大部分が市税**でまかなわれています。今回の利用料改正により、利用料収入は約170万円増える見込みとなります。

北本市では公共施設を減らす方針があります。それは市税収入の減収や、建設時と状況が変わっている昨今の状況を鑑みると、致し方ないことです。しかし私は、**残せるものは残していきたい**と考えています。公民館の維持管理及び運営にかかる経費を利用者収入でカバーできれば、残すことも可能だと考えています。

利用者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

永井つかさのプロフィール



北本みなみ幼稚園卒園、東小学校卒業、東中学校卒業、
さいたま市立大宮北高等学校卒業、日本大学法学部卒業、
東証一部上場（現プライム市場）の建設会社にて
3年間営業職として勤務。
R5.4月の市議会議員選挙にて1478名の方にご信託をいただき、
25歳にて初当選(最年少、4位当選)。宅地建物取引士。
些細なことでもお気軽にご連絡下さい！

発行者:永井司　北本市中丸2-234
090-3842-2413　tsukasa.nagai.kitamoto@gmail.com

お問い合わせフォームです↑